**小山市の制度融資**

**手引き・様式集**

****

令和５年４月発行

小山市産業観光部

商業観光課　商業振興係



小山市ホームページ

「中小企業向け融資制度のご案内」

目　　　次

１　営業資金・設備資金・創業資金・伴走支援型経営安定資金について（共通事項）

 　　（様式）借換計画書

 　　　　　　受注工事明細

 　　　　　　宣誓書

 　　　　　　同意書

 　　　　　　設置完了届

 　　　　　　完済報告書

 　　　　　　事故報告書

２　創業資金の申込について

 　　（様式）創業計画書

 　　　　　　小山市創業資金融資審査票

 　　　　　　雇用証明書

３　融資期間の延長（条件変更）について

 　　（様式）融資期間延長申込書

４　近代化施設資金の申込について

 　　（様式）近代化施設資金融資対象認定申請書

 　　　　　　近代化施設資金融資申込書

 　　　　　　金利変更に関する特約書

 　　　　　　貸付実行通知書

５　工業振興資金の申込について

 　　（様式）事業資金融資申込書

 　　　　　　工業振興資金融資申込書

 　　　　　　金利変更に関する特約書

 　　　　　　貸付実行通知書

６　その他

 　　貸付までの流れ

 　　よくあるご質問Ｑ＆Ａ

|  |
| --- |
| 営業資金・設備資金・創業資金・伴走支援型経営安定資金について（共通事項） |

|  |
| --- |
| １　申込書類 |

◆**小山市中小企業融資振興会あて書類**

（1）融資斡旋依頼書・融資依頼書

１．制度名欄には、「小山市営業」、「小山市設備」、「小山市創業」、「小山市伴走支援型」※令和5年4月1日創設のいずれかをご記入ください。

２．申込可能枠は、融資限度額から既往借入の残債額を差し引いた額となります。残債額の確認は、商業観光課 商業振興係（TEL：0285-22-9275）までご連絡ください。

例）営業資金の既往借入が２本あり、その残債額の合計が1,200万円の場合、申込可能枠は、営業資金融資限度額3,000万円から1,200万円を引いた1,800万円

３．毎月の返済額は、原則として百円未満の端数を切上げて、百円単位でご記入ください。

なお、最終回の返済額は、毎回の返済額より小さい金額になるようご協力ください。

【「融資斡旋依頼書」及び「融資依頼書」の様式変更について】※令和5年4月1日より

主な変更点

①「融資斡旋依頼書」及び「融資依頼書」が１枚に集約されました

②「申込人の押印」及び「連帯保証人の著名捺印」が省略となりました

　　※様式は、栃木県信用保証協会のホームページよりダウンロード可能です

**◆栃木県信用保証協会あて書類**

１．信用保証委託申込書

２．申込人（企業）概要

３．信用保証依頼書

４．信用保証委託契約書

５．個人情報の取扱いに関する同意書

６．「保証協会団信」加入意思確認書

それぞれ、保証協会発行の「信用保証申込書記入の手引き」を参考に作成してください。

**◆市税の納税証明書（※小山市に納税しているものについて）**

１．市税とは、市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人市民税（法人のみ）です。納税証明書は、全項目について発行してください。

【法人の場合】法人・代表者（連帯保証人を付ける場合は連帯保証人も）それぞれの納税証明書

【個人の場合】申込人の納税証明書

※市県民税が非課税の場合は、「非課税証明書」（個人名義のみ発行可）を提出してください。

※代表者が市外在住の場合は、他市での代表者の納税証明書を取得いただく必要はありませんが、小山市内に固定資産を所有しているなど、何らかの課税がある場合は必ず小山市の納税証明書を取得し、提出ください。

２．申込時期について

【　４月～９月の場合】**令和４年度分**の証明書

【１０月～３月の場合】**令和５年度分**の証明書　を提出してください。

※法人市民税については決算期によって取得可能となる年度が異なりますので、取得の際は「直近の納税証明書」と依頼してください。

３．申込人が共有の固定資産をお持ちの場合は、共有分の固定資産に係る納税証明書も必要です。

　４．市税の滞納がある場合は、融資の申込みはできません。

　５．納税証明書は原本を提出してください。写し（コピー）を返却します。

**◆固定資産評価証明書**

法人の場合は法人・代表者それぞれの固定資産評価証明書、個人の場合は申込人の固定資産評価証明書が必要です。共有分の固定資産がある場合は、共有分の固定資産評価証明書も必要です。原本で提出してください。原本を返却します。

**◆その他の添付書類**

・直近２期分の決算書（確定申告書）

・【決算日から６ヵ月を経過している場合】残高試算表

・【市制度融資の既往借入の借換をする場合】借換計画書、借り換える資金の残高を証明する書類（借入金残高証明書、融資照会票など）

・【初めて市制度融資を利用する場合】法人の登記簿謄本と定款

・【設備資金の場合】見積書、設計図、カタログ、貸主の同意書　等

・【建設業、飲食業等の許可業種の場合】許認可証

・【NPO法人の場合※R2.4.1申込より】事業報告書、計算書類（活動計算書及び賃借対照表）及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち１０人以上の者の氏名及び住所を記載したもの

・【伴走支援型経営安定資金の場合※R5.4.1申込より】

経営行動計画書（保証協会所定様式）および下記の売上高等を確認する書類のいずれか

　①セーフティネット４号認定書

　②セーフティネット５号認定書

　③売上高減少要件確認書（保証協会所定様式）

　④売上高総利益率減少要件確認書（保証協会所定様式）

　⑤売上高営業利益率減少要件確認書（保証協会所定様式）

事案や業種によっては上記以外の書類を提出していただくことがあります。

保証協会に提出する書類はすべて添付してください。原本を返却します。

|  |
| --- |
| ２　書類の申請および返却 |

・申請は土日祝日・年末年始を除いて毎日受付します。（ただし、年末年始・年度末は、保証協会の締切日に合わせて受付を締め切りますので、ご了承ください。）

・受付、問い合わせ時間は、**８：３０～１２：００**、**１３：００～１６：３０**です。

・書類に不備がないときは、申請のあった日の翌々営業日の１３：００以降に返却します。

・申込書類は基本的に原本を提出してください（許認可証・登記簿謄本・定款等は写しでも可）。納税証明書のみ返却いたしませんが、その他の書類については原本をお返しします。

・書類の提出にあたっては、直接、金融機関のご担当者さまがご持参下さい。

|  |
| --- |
| ３　注意事項 |

１．市の事業資金は、栃木県信用保証協会の保証付です。なお、伴走支援型経営安定資金には、伴走支援型特別保証を付けることが必要です。また、貸付形式は、伴走支援型経営安定資金のみ「証書貸付」または「手形貸付」です。それ以外の資金はすべて「証書貸付」です。

２．返済方法は、伴走支援型経営安定資金のみ「一括」または「元金均等」です。それ以外の資金はすべて「元金均等」ですので、２回以上の分割にて返済してください。

３．融資実行後には、信用保証書の写しに貸付実行日と最終返済期日を記入していただき、商業観光課まで提出してください。

４．返済 (繰上完済を含む) が完了しましたら、速やかに「完済報告書」をご提出ください。

５．事故により返済が遅れる場合、速やかに「事故報告書」をご提出ください。

６．条件変更を行う場合、前もって商業観光課までご連絡ください。特に、融資期間を延長する場合には保証協会に申し込む前に審査が必要な場合があります。

７．設備資金は、土地のみの購入ではご利用はできません（当該土地上の建物の購入、または土地の購入と建物の新築が同一契約であれば利用可能です）。

８．車両購入の場合で、業務に直接供する必要性に疑義が生じる事業用車両を購入する際は、申込額は300万円まで、かつ返済期間は７年までとなります。

対象車種について

●限度額２，０００万円まで申込みができるもの

建設業のトラック・クレーン車、廃棄物収集業のパッカー車　等

●申込額が３００万円までとなるもの

営業活動等に使用する乗用車、現場巡視等に使用するＲＶ車　等

９．保証協会に支払った信用保証料については、資金完済後に借入金額のうち1,000万円までにかかった信用保証料相当額を市から補助します。

※条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、補助の対象外です。

※1,500万円の借入の場合、そのうち1,000万円までが信用保証料補助の対象です。1,000万円と500万円に分けての申込みはできません。

※「借入金額の1,000万円まで」とは、既往借入も含めた借入額の合計ではなく、借入１本ずつの金額です。例えば、3年前に500万円借入し、前年度700万円の借入、今年度1,000万円の借入を行った場合は、すべての資金が信用保証料補助の対象です。

|  |
| --- |
| 保証料補助金は、借入金の完済後、預託金が回収された後の交付となります。交付予定時期は以下の通りです。令和４年１２月～令和５年１月完済分　→　令和５年　６月中に交付令和５年　２月～　　　　５月　〃　　→　令和５年　９月中　〃令和５年　６月～　　　　８月　〃　　→　令和５年１２月中　〃令和５年　９月～　　　１１月　〃　　→　令和６年　３月中　〃 |

１０．預託金は、融資実績額により平均預託しています。（令和５年度予定）

【預託日】４月４日、７月３１日、１０月３１日、１月３１日　　　－　　　　の年４回

【回収日】　　－　　７月３１日、１０月３１日、１月３１日、３月２９日　　の年４回

|  |
| --- |
| 提　出　書　類　一　覧 |
| № | 項目 | 個人 | 法人 | 保証人 | 交付場所小山市在住の場合 | 留意点 |
| 1 | 融資斡旋依頼書および申込様式一式 | ○ | ○ | 　 | 取扱金融機関・栃木県信用保証協会 | 金融機関でまとめて必要な場合は、直接、栃木県信用保証協会にお問い合わせください。 |
| 2 | 納税証明書(市税)※市県民税/固定資産税(共有分を含む)/国民健康保険税/軽自動車税 | ○ | ○ | ○ | 市民課・各出張所 | 【　４月～９月申込】令和４年度分【１０月～３月申込】令和５年度分※市県民税が非課税の場合は、非課税証明書 |
| 3 | 固定資産評価証明書 | ○ | ○ | ○ | 市民課・各出張所 | 土地・建物を所有している場合 |
| 4 | 申告書（写・2年分） | ○ | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 決算書（写・2年分） | 　 | ○ | 　 | 　 | 附属明細書を含む |
| 6 | 残高試算表 | 　 | ○ | 　 | 　 | 決算書が6ヵ月以上経過した場合、または創業後初の決算書ができていない場合 |
| 7 | 商業登記簿謄本(写) | 　 | ○ | 　 | 法務局 | 市制度融資を初めて利用する場合 |
| 8 | 定款(写) | 　 | ○ | 　 | 　 | 　　　　　　　　　　〃 |
| 9 | 許認可証(写) | ○ | ○ | 　 | 　 | 許認可を必要とする業種の場合 |
| 10 | 見積書およびカタログ | ○ | ○ | 　 | 　 | 設備資金の場合 |
| 11 | 建築確認通知書(写)・設計図 | ○ | ○ | 　 | 市の建築指導課 | 　 |
| 12 | 受注工事明細書 | ○ | ○ | 　 | 　 | 建設業・製造業など |
| 13 | 宣誓書 | ○ | ○ | 　 | 　 | 飲食業など |
| 14 | 家主の同意書 | ○ | ○ | 　 | 　 | 借地・借家の設備資金の場合 |
| 15 | 雇用証明書 | ○ | ○ | 　 | 　 | 5年以上の勤務歴を活かして創業する場合 |
| 16 | 資格証・資格証明書の写 | ○ | ○ | 　 | 　 | 資格を活かして創業する場合 |
| 17 | 事業の着手を証明できる書類の写し | ○ | ○ | 　 | 　 | これから創業しようとする場合 |
| 18 | 土地登記事項証明書 | ○ | ○ | 　 | 法務局 | その都度必要である場合 |
| 19 | 建物登記事項証明書 | ○ | ○ | 　 | 法務局 | 　　　　　　　　　　〃 |
| 20 | 貸家の賃貸借契約書 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　　　　　　　　　　〃 |
| 21 | その他信用保証協会または市長が必要と認める書類 | ○ | ○ | 　 | 　 | 　　　　　　　　　　〃 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | 軽微な建設工事（請負金額1件について） |
| 建築一式工事 | 請負代金が　1,500万円未満の工事 |
| 木造住宅工事 | 延べ面積が　150㎡未満の工事 |
| 建築一式工事以外 | 請負代金が　500万円未満の工事 |

※右表に該当する軽微な建設工事のみを営む建設業者は、建設業の

許可証は不要となります。

市 制 度 融 資 の 対 象 範 囲

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **個人の場合** | 営業資金 | 設備資金 |  | **法人の場合** | 営業資金 | 設備資金 |
| 市内居住・市内営業 | ○ | ○ | 市内本社・市内営業所 | ○ | ○ |
| 市外居住・市内営業 | × | × | 市外本社・市内営業所 | × | △※1 |
| 市内居住・市外営業（県内） | ○ | × | 市内本社・市外営業所（県内） | ○ | △※2 |
| 市外居住・市外営業（県内） | × | × | 市外本社・市外営業所（県内） | × | × |

※１　市内に支店登記がされていること、および市内に設置する設備であること

※２　市内に設置する設備であること

別記様式

年　　　月　　　日

借換計画書

小山市中小企業融資振興会　様

住　　所

事業者名

（代表者名）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 資金名（保証番号） | 当初借入額 | 借入年月日最終期日 | 残高 | 責任共有 | 取扱金融機関 |
| 借換分 | (　　　　　　) | 円 | 年 月 日年 月 日 | 円 | 対象対象外 |  |
| (　　　　　　) | 円 | 年 月 日年 月 日 | 円 | 対象対象外 |  |
| (　　　　　　) | 円 | 年 月 日年 月 日 | 円 | 対象対象外 |  |
| (　　　　　　) | 円 | 年 月 日年 月 日 | 円 | 対象対象外 |  |
| (　　　　　　) | 円 | 年 月 日年 月 日 | 円 | 対象対象外 |  |
| 小計 |  | 円(①) |  | 円(②) |  |
| 新規分 | 円(③) |  |
| 合計 | 円(②＋③) |

（添付書類）

・借り換える資金の残高を証明する書類（借入金残高証明書、融資照会票等）

（確認事項）

・借り換える資金はすべて小山市中小企業事業資金であること

・原則、借り換える資金の残高の合計が当初借入額合計の四分の三未満になっていること（①×(3/4)＞②）

（注意事項）

・借換によって完済した資金は、小山市信用保証料補助金の交付の対象になりません。

・原則、責任共有制度の対象となっている保証を、責任共有制度対象外の保証で借り換えることはできません。

借り換えの際の確認事項および注意事項

・借り換える資金はすべて小山市中小企業事業資金であること

・借り換える資金の残高の合計が当初借入額合計の四分の三未満になっていること

　⇒ただし、危機関連保証発動期間中（※１）に保証申し込み受付、貸付実行された既往借入金を、融資残高の範囲内の額で、伴走支援型経営安定資金によって借り換える場合には、この限りではありません。

・借換によって完済した資金は、小山市信用保証料補助金の交付の対象になりません

　⇒自己資金による完済が信用保証料補助金の対象となります。よって、保証協会による代位弁済となった案件は保証料補助金の対象になりません。

・責任共有制度の対象となっている保証を、責任共有制度対象外の保証で借り換えることはできません

　⇒ただし、危機関連保証発動期間中(※１)に保証申し込み受付、貸付実行された責任共有制度の対象となるセーフティネット保証５号の既往借入金を、融資残高の範囲内の額で、責任共有制度の対象外となるセーフティネット保証４号の伴走支援型経営安定資金によって借り換えることは可能です。

※１　危機関連保証発動期間中：令和２年２月１日から令和３年１２月３１日まで

【伴走支援型経営安定資金を利用する場合の借換え可否整理票】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 既往借入金 | 借換え内容 | 伴走支援型特別保証制度の対象者要件 |
| ４号 | ５号 | 一般保証 |
| 責任共有対象 | 真水あり | ✕ | ○責任共有対象 | ○責任共有対象 |
| 真水なし(融資残高の範囲内) | 危機指定期間中の５号以外 | ✕ | ○責任共有対象 | ○責任共有対象 |
| 危機指定期間中の５号 | ○(※２)責任共有対象外 |
| 責任共有対象外 | 真水あり | ○責任共有対象外 | ○責任共有対象 | ○責任共有対象 |
| 真水なし(融資残高の範囲内) | ○責任共有対象外 | ○(※３)責任共有対象外 | ○(※３)責任共有対象外 |

　○…借り換え可能　　✕…借り換え不可能

　※２　借換え可能（伴走支援型特別保証制度要綱　５．保証割合）

　※３　借換え可能（伴走支援型特別保証制度要綱　１７．借換えの特例）



宣　　誓　　書

　　年　　　月　　　日

栃木県信用保証協会　様

申込人住所

申込人氏名　　　　　　　　　　　　印

今般、栃木県信用保証協会の保証を受けるにあたり、下記のとおり

宣誓いたします。

記

現在、風俗営業の許可を受けておらず、且つ今回の入金によって

風俗営業に関する事業を行うものではありません。

同　　意　　書

このたび、私どもと賃貸関係にある　　　　　　　　　　　　　が

行う店舗の内装工事について、同意します。

　　　年　　　月　　　日

（家主）

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　年　　　月　　　日

小山市中小企業融資振興会　様

　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

小山市中小企業設備資金貸付対象設備設置完了届

　小山市中小企業事業資金融資規則に基づく融資を受け、対象設備を設置しましたので、次の通り関係書類を添えて報告いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 | 融資を受けた金融機関名 |  |
| 2 | 融資を受けた金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 3 | 設置設備の金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 4 | 融資を受けた年月日 | 　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 5 | 設置完了年月日 | 　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 6 | 設置設備名及び台数 |  |

　　＊添付書類　　納品書の写・領収書の写等、設備を設置したことを証する書類の写

完済報告書

　　年　　　月　　　日

小山市中小企業融資振興会　　様

 （金融機関名）

（代表者氏名）

 下記の通り融資金の完済報告をいたします。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 資金名 | 保証番号 | 借受人 | 貸付金額 | 貸付年月日 | 完　　済 | 備考（※） |
| 入金日 | 金額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課　長 | 係　長 | 係 |
|  |  |  |

※１　この報告書は、完済があった月末を目安に提出してください。

※２　「備考欄」には当初の返済期限から変更があった場合、ご記入ください。（「繰上完済」「借換」「協会代弁」など）

事故報告書

　　年　　　月　　　日

小山市中小企業融資振興会　様

金融機関名

代表者氏名

下記の債務者について事故が発生しましたので報告をいたします。

　なお、今後の状況並びに対策等につきましては逐次報告いたします。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 債務者 | 氏名 |  | 業種 |  |
| 住所 |  | 電話 |  |

１．保証付債権の明細

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 保証番号 | 当初貸付(割引)額 | 現在残高 | 貸付(割引)年月日 | 最終終期 | 分割遅延回数金額 | 利息徴収終期 | 報告時未収利息 |
|  |  | 円 |  |  |  | 円 |  | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２．事故発生日　　　　　　年　　　月　　　日

３．事故内容

１．不渡発生　　２．取引停止処分　　３．休業　　４．行方不明　　５．内処理　　６．廃業

７．割引（担保）手形不渡発生　　８．死亡　　９．期日超過　　１０．月賦返済遅延

１１．その他（　　　　　　　　　　　　　　　）

４．事故原因

１．売上・受注の減少　　２．高利依存　　３．融手操作　　４．過剰設備投資

５．取引先の倒産内処理　　６．放漫経営　　７．病気　　８．企業内原因

９．債務過多　　１０．在庫過多　　１１．経験不足　　１２．過当競争

５．債務者の現況

１．事業継続中　２．転業　３．休業　４．廃業　５．行方不明　６．その他（　　　　　　　　）

６．事故に至った経緯について

７．債務者等の折衝経過及び今後の処理方針について

|  |
| --- |
| 創業資金の申込みについて |

・創業資金は融資斡旋依頼書の提出の前に、「創業計画書」の審査が必要です。

・事前に「創業計画書」を提出し、融資対象者として認められてから融資申込みとなります。

・書類の返却まで約１～２週間かかりますのでご注意ください。

|  |
| --- |
| １　取扱上の注意事項 |

１．創業計画書の受理後、１週間程度で金融機関に審査結果通知書をお渡しいたします。

２．金融機関のご担当者様は審査の結果を申込人にご連絡していただき、融資対象者として認められた場合は「融資斡旋依頼書」をご提出ください。

|  |
| --- |
| ２　制度利用上の留意点 |

申込資格

１．申込資格は、以下に該当する方となります。

・個人の方は、市内に住民登録の伴う居住をしていること。法人の方は、市内に法人の商業登記がなされていること。

・これから創業する方は、同一業種への５年以上の勤務経験、または、法律に基づく資格を活かして創業する計画であること。

・創業後１年未満の方は、客観的に見て事業に着手している事が明らかであること。

２．事前に「創業計画書」を提出して認められた方。

３．創業前に借入をした方が創業後に再度借入をする場合は、創業後６ヵ月を経過していること。

創業計画書提出時の添付書類

|  |  |
| --- | --- |
| 法人の場合 | 個人の場合 |
| ・法人、代表者それぞれの固定資産評価証明書および納税証明書※設立後まもないため、法人の証明書が出ない場合は代表者のみでも可・商業登記簿謄本・定款（写し） | ・申込人の固定資産評価証明書および納税証明書※市県民税が非課税の場合は、「非課税証明書」・住民票（写し）・個人事業の開業（廃業）等届出書（写し） |
| ・雇用証明書（様式あり。５年以上の勤務歴を活かしてこれから創業する方）・資格証、資格証明書、ほか許認可証の写し（資格を活かしてこれから創業する方）・事業の着手を証明できる書類の写し（申込金額の内訳を示す書類）例：機械、物品、車輌など導入した設備がある→商品発注書、見積書、領収書、カタログ建物の新築、増改築がある→契約書、建築確認通知書、設計図賃貸店舗である→建物賃貸借契約書（事業用建物賃貸借契約書）・残高試算表（創業後の第１期決算書ができていない場合） |

※場合によって、上記以外の書類も提出していただくことがあります。











小山市創業資金融資審査票

栃木県信用保証協会　御中

 　　　取扱金融機関名

 　　　　支店長名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

 　　　　個人名・法人名

 　　　　代表者名

記

**Ⅰ　要件審査　　（融資対象要件については、該当するいずれかに○を付けて下さい。）**

|  |  |
| --- | --- |
| 審　　　　　査　　　　　項　　　　　目 | 適否等 |
| 　・市内での創業であるか。 | 適 | 否 |
| 　・中小企業者としての創業であるか。 | 適 | 否 |
| 　・信用保険法施行例第１条に定める業種に属する事業を行うものであるか。 | 適 | 否 |
| 　・市税の未納はないか。 | 適 | 否 |
| 　・許認可等を要する業種は、許認可等を取得しているか。 | 適 | 否 |
| 融資対象要件 | 　　同一業種の企業に通算５年以上勤務している従業員で、その技術・経験を活かして創業しようと　するもの |  |
| 　　法律に基づく資格を有する者で、その資格を活かして創業しようとするもの |  |
| 　　事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後１年を経過していないもの |  |
| 　　事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後１年を経過していな　いもの　 |  |

**Ⅱ　事業着手の状況　　（該当するものに○を付けて下さい。複数可）**

|  |  |
| --- | --- |
| 　法人格を取得済である。 |  |
| 　許認可等を取得済である。 |  |
| 　土地・工場・店舗等を購入済である。 |  |
| 　土地・工場・店舗等を購入するための頭金を支払済である。 |  |
| 　土地・工場・店舗等を購入するための契約を締結済である。 |  |
| 　設備・機械・器具等を購入済である。 |  |
| 　設備・機械・器具等を発注済である。 |  |
| 　商品・原材料を仕入済である。 |  |
| 　商品・原材料を発注済である。 |  |
| 　その他（具体的な内容を記載すること。） |  |

**Ⅲ　取扱金融機関の所見　　（３段階評価は該当するものに○を付けて下さい。）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | ３段階評価 | 理　　　　　　由 |
| 経営者に係る事項 | 積極性 | Ａ　 Ｂ　 Ｃ |  |
| 計画性 | Ａ 　Ｂ 　Ｃ |  |
| 係数観念 | Ａ　 Ｂ 　Ｃ |  |
| 事業計画に係る事項 | 立地条件 | Ａ　 Ｂ 　Ｃ |  |
| 収益力 | Ａ　 Ｂ 　Ｃ |  |
| 市場性及び将来性 | Ａ　 Ｂ 　Ｃ |  |
| 投資計画の妥当性 | Ａ　 Ｂ 　Ｃ |  |
| ［総合所見］

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

 |

雇用証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 採用年月日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 現況（該当する方に　　　　○を付す） | ア．現在雇用中 | イ．退　職（　　　　年　　月　　日） |
| 雇用中の職務経歴（主な担当業務） |  |
| 本証明書の使用目的 | 小山市中小企業事業資金（創業資金）の融資申込みのため |

　上記の通り相違ないことを証明します。

　　年　　　月　　　日

（雇　用　主）

　　住　　　所

　　氏　　　名（名称及び代表者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※　雇用主の印は代表者の印を押印してください。（法人の場合は、私印は不可）

|  |
| --- |
| 融資期間の延長（条件変更）について |

条件変更後は、保証協会から発行される「変更保証書」の写しを提出して下さい。

|  |
| --- |
| １　取扱上の留意事項 |

対象資金

小山市中小企業事業資金融資規則、小山市中小企業伴走支援型経営安定資金融資要領に定める全資金

対象者

対象資金の融資を受けている方で、当該融資の実行時の融資規則に定める融資期間を超えて融資期間の延長を申し込む方が対象となります。期間の限度についてはご連絡いただければ随時確認いたします。

融資規則に定める融資期間内の条件変更については、特に申込みは必要ありません。

|  |
| --- |
| 　例：営業資金（融資規則に定める融資期間**１０年**）を借りていて、条件変更を希望。　　　ケース１　営業資金を返済期間**１０年**で借りていて、あと**３年**期間を延長したいとき　　　　　　　　→小山市に融資期間延長の申込みが**必要**（融資規則に定める融資期間を超えるため）　　　ケース２　営業資金を返済期間**８年**で借りていて、あと**２年**期間を延長したいとき　　　　　　　　→小山市に融資期間延長の申込みは**不要**（融資規則に定める融資期間内のため） |

※平成２４年度以降実行された営業資金においては、融資規則に定める融資期間は**最長１０年**です。

延長できる融資期間

**５年**を限度として延長できます。ただし、延長の期間については、取扱金融機関および栃木県信用保証協会の双方が認めた期間となります。

|  |
| --- |
| 　　例：令和元年７月より、営業資金を返済期間４年で借りている場合　　　　　　　　 →（融資規則に定める融資期間まで６年）＋（限度５年）＝最長令和１６年６月まで |

条件変更が実行されたら

上記のケース１、２に関わらず、条件変更後は保証協会から発行される「変更保証書」の写しを提出してください。

|  |
| --- |
| ２　融資期間延長申込の際の提出書類 |

・融資期間延長申込書

・納税証明書（※市税に滞納がある場合は、融資期間延長の申込みはできません。）

法人の場合：法人市民税、固定資産税－代表者：国民健康保険税、市県民税（※）、固定資産税

個人の場合：国民健康保険税、市県民税（※）、固定資産税　※市県民税が非課税の場合は非課税証明書

・許認可証（写し）

・返済計画書（書式の定め無し）

・その他、融資期間の延長を審査する上で必要であると指定する書類

（別記様式）

　　年　　月　　日

融資期間延長申込書

小山市長様

（商業観光課扱い）

申込人

取扱金融機関名

下記のとおり融資期間の延長を申し込みます。

記

１．申込人の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 企業名又は商号 |  | 代表者名又は氏名 |  |
| 業種 | 主たる業　種 |  | 従たる業　種 |  |
| 資本金 |  |
| 従業員数 | 常用　　　　　　人 | 臨時　　　　　　人 | 計　　　　　　　人 |

２．融資期間延長の内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資金名 |  | 保証番号 |  |
| 当初融資額 | 千円 | 融資実行日 | 平成　　年　　月　　日 |
| 当初貸付期間（　）据置期間 | 　　年　　月（　　月） | 返済方法 |  |
| 現在の融資残高 | 千円 | 条件変更予定日 | 　　年　　月　　日 |
| 変更理由 |  |
| 変更後貸付期間（　）据置期間 | 　　年　　月（　　月） | 返済方法 |  |
| 備考 |  |

|  |
| --- |
| 近代化施設資金の申込みについて |

|  |
| --- |
| １　取扱上の注意事項 |

１．市内の中小企業者が市内にて建物新築、増改築等施設の近代化を行なう場合に利用できます。

２．融資を申込む方は、金融機関と融資内容を協議し、金融機関の融資担当者が商業観光課に融資対象認定申請を行なってください。

３．認定申請を審査後、その結果を通知いたしますので、融資対象として認められましたら、融資申込みの手続きを行なってください。

４．融資対象認定を受けた後、金融機関の融資担当者が商業観光課に申し込んでください。

|  |
| --- |
| ２　制度利用上の留意点 |

認定申請時の際の提出書類

・小山市近代化施設資金融資対象認定申請書

・決算書および申告書（写し）

・契約書および見積書（写し）

融資申込の際の提出書類

・小山市近代化施設資金融資申込書

・融資対象認定書（写し）

・金利変更に関する特約書　２部

・固定資産評価証明書

　法人の場合：法人、代表者それぞれ

　個人の場合：申込人

・納税証明書

　　　　　　　　法　人……法人市民税、固定資産税

法人

　　　　　　　　代表者……国民健康保険税、市県民税（※）、固定資産税

　　　　個人……申込人……国民健康保険税、市県民税（※）、固定資産税

　　　　　※市県民税が非課税の場合は「非課税証明書」

・決算書および申告書（写し）

・登記簿謄本および定款（写し）

・許認可証（写し）

・建築請負契約書（写し）

・建築確認通知書（写し）および設計図

・住民票謄本（個人の場合）

　　年　　月　　日

小山市近代化施設資金融資対象認定申請書

小山市中小企業融資振興会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　 申請者

所在地

企業名

代表者名

　標記資金の借入申込みをしたいので、下記の内容が融資対象であることを認定してください。

１．企業の現況

　(1)　設立年月日　　　　　　　　　　年　　 月 　　日

　(2)　業　種

　(3)　資本金　　　　　　　　　　　万円　　　　　従業員数　　　　名

　(4)　事業内容

２．事業計画

　(1)　施設設置予定場所　　　小山市

　(2)　施設の内容

　　①　施　設　名

　　②　施設の規模　　　　構造

　　　　　　　　　　　　　面積　　　　　　　㎡

　(3)　必要な資金及び調達方法

　　①　必要な費用　　　　　　　　　　　千円

　　②　資金調達内訳　　　市近代化施設資金　　　 　　　　　　　　千円

　　　　　　　　　　　　　金融機関借入 　　　　　　　　千円

　　　　　　　　　　　　　自己資金　　　 　　　　　　　　千円

　　　　　　　　　　　　　その他　　　 　　　　　　　　千円

３．希望取扱金融機関

４．借入希望時期　　　　　　　　　年　　月　　日

※決算書（申告書）及び契約書（見積書）を添付してください。

|  |
| --- |
| 小 山 市 近 代 化 施 設 資 金 融 資 申 込 書 |
| 　 年　 　月　 　日 |
| 　小山市中小企業融資振興会長　　様 |
| 　 |
| 　　今般　下記のとおり借入れしたいので申請いたします。 |
| 申　込　人 | 商　号氏　名 |  | 資金名 | 近代化施設資金 |
| 業　種 |  |
| 住　所 |  | 許認可番　号 | 年　　月　　日 第　　　　号  |
| 金融機関(希望) |  | 連　帯　保　証　人 | 氏名 |  |
| 申込金額 | ￥ | 住所 |  |
| 申込期間 |  | 氏名 |  |
| 返済方法 | 　ヵ月据置毎月　　 千円宛期日残 | 住所 |  |
| 資金使途 | 資 金　 | 氏名 |  |
| 借入希望時期 | 年　　 月　 　日　 | 住所 |  |
| ◎申込（個人、法人）資産状況及び担保順位 | 損益計算書(1か年の実績)自　年　月　至　年　月 |
| 種別 | 地目及び構造 | 所在地 | 面積 | 評価額 | 希望担保順位 | 販売高 | 千円 |
|  |  |  | ㎡ | 千円 | 　 | 営業外収入 | 　 |
|  |  |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  | 　 | 　 | 　 | 計（①） | 　 |
|  |  |  | 　 | 　 | 　 | 仕入原価 | 　 |
|  |  |  | 　 | 　 | 　 | 営業費 | 　 |
|  |  |  | 　 | 　 | 　 | 税金 | 　 |
|  |  |  | 　 | 　 | 　 | 家賃地代 | 　 |
|  |  |  | 　 | 　 | 　 | 営業外費用 | 　 |
| ◎市税完納状況 | 　 | 　 |
| 　 | 計（②） | 　 |
| 　 | 当期利益（①－②） | 　 |
| ◎その他 |
| 　 |
| 　 |
| 調査日　　　　年　　月　　日　調　査　書 |
| 会　社　名代表者氏名 |  | 　　年　　月　　日生（　　才） | 　 |
| 住　　所 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　（　　　） |
| 借入する理由 | 資金調達方法 | 自己資金 | 千円 | 業　　種 | 　 |
| 他より借入 | 千円 | 開業設立 | 年　　月 |
| 本件申込金 | 千円 | 従業員数 | 雇人　　名・家族　　名 |
| 所要額(計) | 千円 | 資本金 | 　　　　　　　　　千円 |
| 最近六ヵ月の売上実績 | 　 年　月 | 千円 | 賃借対照表　　　　　年　　月　　日（単位千円） |
| 　 年　月 | 千円 | 資　　　産　　　の　　　部 | 現金・預金 | 　 | 負 債 及 び 資 産 の 部 | 短期借入金 | 　 |
|  　年　月 | 千円 | 受取手形 | 　 | 買掛金 | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 売掛金・未収工賃 | 　 | 仕手決裁(短期) | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 商品・原材料 | 　 | 未払金 | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 有価証券 | 　 | 割引手形 | 　 |
| 向う六ヵ月の売上見込 | 　 年　月 | 千円 |  | 　 |  | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 土地・建物 | 　 | 長期借入金 | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 機械・車輌 | 　 | 支払手形(長期) | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 計器・備品 | 　 | 資本金(元入金) | 　 |
| 　 年　月 | 千円 |  | 　 |  | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 計 | 　 | 計 | 　 |
| 預金・借入金状況　　　　　　　年　　月　　日現在　　（単位　千円） |
| 預金・借入先 | 当座・普通 | 定期・定積 | 預　金　計 | 短 期 借 入 | 長 期 借 入 | 割　　　引 | 借 入 金 計 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 保 証 人 の 資 産 状 況 | 氏　　　名 | （　才） | （　才） | （　才） |
| 職業・関係 |  |  |  |
| 宅　　地 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 建　　物 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 田　　畑 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円　 |
| 山　　林 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 動　　産 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 負　　債 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 差引正味資産 | 　　　　㎡　　　　　　千円　 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 役員（家族）の状況 | 氏　　名 | 年齢 | 職　業 | 出資額 | 調査意見 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 担当者 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| ○　添付書類 |
| 　　・融資対象認定書　・金利変更に関する特約書　・固定資産評価証明書　・納税証明書　・決算書及び申告書 |
| 　　・登記簿謄本と定款　・許認可証（写し）　・住民票謄本　・建築請負契約書　・建築確認通知書及び設計図 |

小山市近代化施設資金借入に係る

金利変更に関する特約書

　　年　　　月　　　日

（取扱金融機関）

 　　 　　　様

 住　　　所

 債　務　者　 　　　　　　　印

 住　　　所

 連帯保証人　 　　　　　　　印

　私は、小山市近代化施設資金借入について、次のとおり変動金利を適用することに同意します。

第１条（変動金利の適用）

　原契約に定めた借入利率は、長期貸出最優遇金利の変動にともない、市と当行の契約（毎年２月１日改定基準日）により改定されるものとします。

第２条（借入利率の変更日）

　前条により変更された借入利率は、３月の約定返済日の翌日から適用されるものとします。



|  |
| --- |
| 工業振興資金の申込みについて |

|  |
| --- |
| １　取扱上の注意事項 |

１．この資金は小山市工業振興条例に基づくものであるため、**小山市工業振興課において融資対象の認定を受けた方が融資の対象となります。**なお、申込み後、小山市土地利用対策委員会および企業誘致調査委員会等で協議がされるために、決定までには若干の期日を要します。

２．融資を申込む方は、金融機関と融資内容の協議を並行して行なってください。

３．融資申込みは、融資対象認定を受けた後、金融機関を経由して商業観光課に申請してください。

|  |
| --- |
| ２　制度利用上の留意点 |

小山市工業振興課と協議の際の提出資料

・事業計画書

・収支予算書

・法人の登記簿謄本および定款

・その他市長が必要と認める書類

融資申込の際の提出書類

・小山市工業資金融資申込書

・融資対象認定書（写し）

・金利変更に関する特約書　２部

・固定資産評価証明書

　法人……法人、代表者

　個人……申込人

・納税証明書

　　　　　　　法　人……法人市民税、固定資産税

法人

　　　　　　　代表者……国民健康保険税、市県民税（※）、固定資産税

　　　個人……申込人……国民健康保険税、市県民税（※）、固定資産税

　　　　※市県民税が非課税の場合は「非課税証明書」

・決算書および申告書（写し） 　　**〔工業用地取得の場合〕**

・法人の登記簿謄本および定款（写し） 　　・土地売買契約書（写し）

・許認可証（写し） 　　**〔工場等の建設の場合〕**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・建築請負契約書（写し）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・建築確認通知書（写し）および設計図

※栃木県信用保証協会の保証付で実行する場合には、保証協会宛てに提出する書類も併せて提出してください。

様式第９号（第１６条関係）

　　年　　月　　日

　小山市長　　　　様

申込人　住　所

名　称

氏　名

 　　　（代表者又は管理者名）

事業資金融資申込書

　小山市工業振興条例第３条第１項第２号に規定する資金融資を受けたいので、下記関係書類を添えて申し込みます。

記

１　融資申込金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　資金使途

３　添付書類

　（１）事業計画書

　　　①　申請工場等の所在地及び名称

　　　　　経営者又は管理者の住所及び氏名

 　（法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者氏名）

　　　②　業種及び内容

　　　③　操業開始年月日

　　　④　建設工事の開始予定年月日及び完了予定年月日

　　　⑤　建設事業費の内訳書

　　　⑥　敷地の面積（図面を添付）

　　　　　建物の面積（配置・平面図等を添付）

　（２）工場等の操業開始予定年月日（移転予定年月日）

　（３）事業の収支予算書

　（４）定款及び法人の登記簿の謄本

　（５）条例第２条第２項第４号の工業用地については、施行規則第３条の

工業用地決定通知書の写し

|  |
| --- |
| 　　　　小山市工業振興資金融資申込書 |
| 　　 年 　　月 　　日 |
| 　小山市長　　様 |
| 　 |
| 　　今般　下記のとおり借入れしたいので申請いたします。 |
| 申　込　人 | 商　号氏　名 |  | 資金名 | 工 業 振 興 資 金 |
| 業　種 |  |
| 住　所 | 　 | 許認可番　号 | 年　　月　　日 第　　　　号  |
| 金融機関(希望) | 　 | 連　帯　保　証　人 | 氏名 |  |
| 申込金額 | ￥ | 住所 |  |
| 申込期間 | 　 | 氏名 |  |
| 返済方法 | 　ヵ月据置毎月　　 千円宛期日残 | 住所 |  |
| 資金使途 | 　　　　　　　　　　　資 金 | 氏名 |  |
| 借入希望時期 | 　　　 　年　　 月　 　日 | 住所 |  |
| ◎申込（個人、法人）資産状況及び担保順位 | 損益計算書(1か年の実績)自　年　月　至　年　月 |
| 種別 | 地目及び構造 | 所　在　地 | 面　積 | 評価額 | 希望担保順位 | 販売高 | 千円 |
| 　 | 　 | 　 | ㎡ | 千円 | 　 | 営業外収入 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 計（①） | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 仕入原価 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 営業費 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 税金 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 家賃地代 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 営業外費用 | 　 |
| ◎市税完納状況 | 　 | 　 |
| 　 | 計（②） | 　 |
| 　 | 当期利益（①－②） | 　 |
| ◎その他 |
| 　 |
| 　 |

|  |
| --- |
| 調査日　　　　　年　　月　　日　調　査　書 |
| 会　社　名代表者氏名 |  | 　　年　　月　　日生（　　才） | 　 |
| 住　　所 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　　　　（　　　） |
| 借入する理由 | 資金調達方法 | 自己資金 | 千円 | 業　　種 | 　 |
| 他より借入 | 千円 | 開業設立 | 年　　月 |
| 本件申込金 | 千円 | 従業員数 | 雇人　　名・家族　　名 |
| 所要額(計) | 千円 | 資本金 | 　　　　　　　　　千円 |
| 最近六ヵ月の売上実績 | 　 年　月 | 千円 | 賃借対照表　　　　　　年　　月　　日（単位千円） |
| 　 年　月 | 千円 | 資　　　産　　　の　　　部 | 現金・預金 | 　 | 負 債 及 び 資 産 の 部 | 短期借入金 | 　 |
|  　年　月 | 千円 | 受取手形 | 　 | 買掛金 | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 売掛金・未収工賃 | 　 | 仕手決裁(短期) | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 商品・原材料 | 　 | 未払金 | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 有価証券 | 　 | 割引手形 | 　 |
| 向う六ヵ月の売上見込 | 　 年　月 | 千円 |  | 　 |  | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 土地・建物 | 　 | 長期借入金 | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 機械・車輌 | 　 | 支払手形(長期) | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 計器・備品 | 　 | 資本金(元入金) | 　 |
| 　 年　月 | 千円 |  | 　 |  | 　 |
| 　 年　月 | 千円 | 計 | 　 | 計 | 　 |
| 預金・借入金状況　　　　　　　年　　月　　日現在　　（単位　千円） |
| 預金・借入先 | 当座・普通 | 定期・定積 | 預　金　計 | 短 期 借 入 | 長 期 借 入 | 割　　　引 | 借 入 金 計 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 保 証 人 の 資 産 状 況 | 氏　　　名 | （　才） | （　才） | （　才） |
| 職業・関係 |  |  |  |
| 宅　　地 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 建　　物 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 田　　畑 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円　 |
| 山　　林 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 動　　産 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 負　　債 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 差引正味資産 | 　　　　㎡　　　　　　千円　 | 　　　　㎡　　　　　　千円 | 　　　　㎡　　　　　　千円 |
| 役員（家族）の状況 | 氏　　名 | 年齢 | 職　業 | 出資額 | 調査意見 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  | 担当者 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |  |
| ○　添付書類 |
| 　　・工業振興融資認定書　・金利変更に関する特約書　・固定資産評価証明書　・納税証明書　・決算書及び申告書 |
| 　　・登記簿謄本と定款　・許認可証（写し）　・土地売買契約書　・建築請負契約書　・建築確認通知書及び設計図 |

小山市工業振興資金借入に係る

金利変更に関する特約書

　　　年　　月　　日

（取扱金融機関）

 　　 　　　様

 住　　　所

 債　務　者　 　　　 　　　　　印

 住　　　所

 連帯保証人　 　　　　　印

　私は、小山市工業振興資金借入について、次のとおり変動金利を適用することに同意します。

第１条（変動金利の適用）

　原契約に定めた借入利率は、長期貸出最優遇金利の変動にともない、市と当行の契約（毎年２月１日改定基準日）により改定されるものとします。

第２条（借入利率の変更日）

　前条により変更された借入利率は、３月の約定返済日の翌日から適用されるものとします。



|  |
| --- |
| ◎　貸付までの流れ |

◆**営業資金・設備資金・伴走支援型経営安定資金の場合**

翌々営業日の13時以降

②

①

③

|  |
| --- |
| 申込人 |

⑥

|  |
| --- |
| 金融機関 |

|  |
| --- |
| 市役所融資振興会 |

|  |
| --- |
| 金融機関 |

|  |
| --- |
| 申込人 |

申込

貸付

・資格審査

・資力、信用

等の調査

|  |
| --- |
| 栃木県信用保証協会 |

④

⑤

保証

依頼

保証

承諾

※申込みから実行までの期間について、約3週間を標準期間としております。この期間は、事務処理が順調になされたときのものであり、保証協会で条件等が加えられたときには、融資実行が遅れることもあります。

◆**創業資金の場合**

　　※まず、「創業計画書」の審査を経てから融資の申込みに進んでください。

受付後、約1週間

この後は、上記

の流れと同様

③

|  |
| --- |
| 申込人 |

|  |
| --- |
| 市役所融資振興会 |

①

|  |
| --- |
| 金融機関 |

②

|  |
| --- |
| 申込人 |

認定

申込

新規事業計画書

・資力、信用等の調査

◆**工業振興資金・近代化施設資金の場合**

|  |
| --- |
| 市役所(工業振興課) |

⑤

|  |
| --- |
| 市役所(商業観光課) |

貸付

⑧

|  |
| --- |
| 申込人 |

|  |
| --- |
| 金融機関 |

①認定申請

|  |
| --- |
| 申込人 |

②認定

・資格審査

保証

承諾

保証

依頼

⑦

⑥

④融資申込

(認定書添付)

|  |
| --- |
| 金融機関 |

③融資

申込

|  |
| --- |
| 栃木県信用保証協会 |

・資力、信用等の調査

※信用保証付は金融機関の任意です。

・工業振興資金　　→　小山市工業振興課へ認定申請する。

・近代化施設資金　→　小山市商業観光課へ認定申請する。

**★☆よくあるご質問Q&A☆★**

いただいたご質問の中から主なものを掲載しました。

下記以外でご不明な点がございましたら商業観光課（🕿22－9275）までご連絡ください。

|  |
| --- |
| Ｑ１　納税証明書を取ったところ税金に未納があったので支払ったが、すぐには納税証明書に反映されない。どうすればよいか。 |

Ａ１　税金の領収証書と、未納額が出ている納税証明書の両方を提出してください。

|  |
| --- |
| Ｑ２　（法人の申込みで）代表者が市外に居住している。納税証明書はどうすればよいか。 |

Ａ２　小山市内に固定資産を有する場合は、固定資産評価証明書と固定資産税の納税証明書が

必要となります（共有財産の場合も含む）。なお、在住市町村での納税証明書を取得する

必要はありません。

|  |
| --- |
| Ｑ３　先月も融資を申し込んだばかりだが、固定資産評価証明書・納税証明書・決算書はその都度提出が必要か？ |

Ａ３　固定資産評価証明書は原本還付しているので、その都度提出が必要です。

　　　法人市民税は、決算期によって納付時期が異なります。決算期により新たに発生した

場合は、再度提出が必要です。

　　　納税証明書は、４月～９月の場合は、前年度分の納税証明書を提出しているので

前回の審査に通っていることが確認できれば提出は不要です。１０月～翌年３月の場

合は同月内の申込みであれば不要ですが、月をまたいでいる場合は新たに納期到来した

税金が発生しているので必要です。

「決算書」は、最初の申込時は必ず提出していただきますが、その後提出は不要です。

ただし、年度内に決算期を迎えた場合には直近の決算書の提出が必要です。

|  |
| --- |
| Ｑ４　個人事業主が法人成りした場合で、決算書ができていないときは？ |

Ａ４　個人事業を営んでいた頃の確定申告書２期分と、法人成り後の残高試算表を提出して

ください。

|  |
| --- |
| Ｑ５　期限前完済の場合、信用保証料補助金は交付されるか？ |

Ａ５　当初の信用保証料との差額が保証協会からの返戻分として戻りますので、その分を差し引

いた分を市が交付します。

例えば、１０万円の保証料のうち、保証協会から６万円返戻分として戻った場合、市は

差し引いた４万円を信用保証料補助金として交付します。

|  |
| --- |
| Q６　市で審査を受けた融資が取下げになったが、どうすればよいか。 |

A６　商業観光課までお電話にてその旨ご連絡ください。

|  |
| --- |
| Q７　保証協会との協議の結果、小山市で審査を受けた期間と異なる期間で実行する場合、どうすればよいか。 |

A7　金額に変更がない場合は、再審査は不要です。融資斡旋依頼書および融資依頼書を差し換え

ますので、期間を訂正した各依頼書を商業観光課までご提出ください。

|  |
| --- |
| Q８　保証協会との協議の結果、小山市で審査を受けた金額と異なる金額で実行する場合、どうすればよいか。 |

A８　減額の場合は、商業観光課までお電話にてその旨お伝えください。

　　　増額の場合は、再度審査が必要です。融資斡旋依頼書等を提出してください。

|  |
| --- |
| Q９　数年間市外で事業を営み、市内移転して小山市で事業開始した場合、利用可能か。 |

A９　小山市内での事業期間が１年以上の場合は営業資金・設備資金、１年未満の場合は創業資金であればご利用いただけます。ただし、法人の場合は法人の登記を小山市とすること、個人事業主の場合は本人の住民登録が小山市にあることが必要です。

|  |
| --- |
| Q１０　市内在住（市内本社登記）であるが市外のみで営業する場合、利用可能か。 |

A１０ 資金使途にかかわらず、原則としてご利用できません。営業実態を伴うことが条件となります。

小山市の制度融資 手引き・様式集

令和５年４月

作成：小山市産業観光部商業観光課商業振興係

〒323-8686　栃木県小山市中央町1-1-1

TEL 0285-22-9275

FAX 0285-22-9256